

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和4年11月11日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 渡辺

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 777南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

ふるさと納税返礼品に係る経済的利益の価額及び収入時期

返礼品は、個人がふるさと納税をした場合、地方公共団体がその謝礼としてふるさと納税をした個人に送付するものであり、個人は地方公共団体（法人）からの贈与により、返礼品を取得したものと認められます。また、返礼品に係る経済的利益（所得）に対して、所得税を課さないとする旨の規定はありません。所得税法上、各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外のその他経済的な利益の額も含まれます。そうすると、返礼品に係る経済的利益は、課税所得に該当し、また利子所得・譲渡所得その他いずれにも当たらず一時所得に該当します。

1. 経済的利益の価額及び収入時期についての裁決

(1) 事案の概要

令和4年2月7日、ふるさと納税返礼品に係る経済的利益の価額及びその収入時期についての裁決が下りました。ここでは以下の2点が争点となりましたが納税者の主張は受け入れられずに課税されました。

①返礼品に係る経済的利益として、一時所得の金額の計算上総収入金額に算入する金額を、各団体の調達価格とすることが合理的であるかどうか。また、送料を含まない金額を経済的利益の価額とすることが適当であるか。

②年末に発送されたもので翌年に受け取ったものでその発送された年分の総収入金額に算入されるのは誤りか。

(2) 経済的利益の価額について

ふるさと納税制度における返礼品の提供がふるさと納税をした個人に対する謝礼であることからすれば、その謝礼の経済的利益の価額は、地方公共団体が謝礼（返礼品の調達・提供）のために支出した返礼品調達価格をその算定の基礎とすることが相当です。また裁決において、「調達のため」のみならず、「提供のため」に支出したもの、すなわち「送料」についても経済的利益の価額を構成する旨を明らかにしています。つまり、返礼品の返礼品調達価格に送料を含めて経済的利益の価額を算定するとされました。

(3) 経済的利益の価額の収入すべき時期について

返礼品に係る所得は一時所得に該当し、一時所得に係る総収入金額の収入すべき時期は、一般にその支払を受けた日であることを踏まえると、返礼品に係る経済的利益の価額の収入すべき時期は、個人が当該返礼品を贈与により受けた（取得した）日、具体的には、返礼品が個人の住所地等に到着した日（又は到着したと合理的に認められる日）の属する年分とするのが相当とされました。

2. 申告時の注意点

ふるさと納税返礼品に係る経済的利益の課税については本来申告を要しますが、一時所得については50万円の特別控除額があることから、返礼品に係る経済的利益の価額だけで一時所得が発生するケースは多くないかもしれません。他に一時所得がない場合、返礼率30%と仮定するとふるさと納税額が約166万円（ $\times 30\% = 50$ 万円）を超えると50万円を超える部分について課税が生じることになります。よって、高所得者でふるさと納税を多額に利用している場合や他の一時所得が50万円を超える場合には所得税がかかります。一時所得としては円安による外貨保険の解約した場合等に発生することがありますので、該当する方はご注意ください。

また、確定申告時に個別に返礼品調達費用や送付費用を調査することは非常に困難です。したがって、原則として「寄付先の自治体に評価額を確認する」「類似商品の市場価格を参考に適正評価額を算定する」必要があることを前提にはしますが、当初申告の段階で寄付額の30%を目安に返礼品に係る経済的利益の価額を申告するのが現実的な対応でしょう。

3. まとめ

この裁決により、課税当局の考え方としては返礼品そのものの他に送料についても課税の対象となることが明確化されました。また、返礼品を受領した日が所得の発生日とされているため、特にポイントを獲得した場合や年末近くに行ったふるさと納税で翌年以降に返礼品が届く場合はその経済的利益については、翌年以降に一時所得の対象となります。他に一時所得が生ずる場合には、ふるさと納税返礼品に係る経済的利益の価額についても申告が必要となる方も多々あるため、注意が必要です。確定申告について不安を持たれている方は弊社までご相談ください。